八　空中線電力における隣接する単位チャネル内に輻射される平均電力（搬送波の周波数から（一´〇〇〇×ｎ）kHz離れた周波数の（±）（五〇〇×ｎ）kHzの帯域内に輻射される平均電力）は、搬送波の平均電力よりも二五デシベル以上低い値であること。この場合において、ｎは一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数（一、二、四又は八に限る。）とする。

九　隣接チャネルの隣の単位チャネル内に輻射される平均電力（搬送波の周波数から（二´〇〇〇×ｎ）kHz離れた周波数の（±）（五〇〇×ｎ）kHzの帯域内に輻射される平均電力）は、搬送波の平均電力より四〇デシベル以上低い値であること。この場合において、ｎは一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数（一、二、四又は八に限る。）とする。

別表第一号（第５条関係）

［周波数の許容偏差の表略］

［注１～30　略］

31　次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

［(1)　略］

(2)　850MHzを超え945MHz以下の周波数の電波を使用する次に掲げるもの

［ア～ウ　略］

エ　800MHz帯三次元測位システムの無線局の送信設備

次の式により求められる値を許容偏差とする（ｆは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

(ｱ)　空中線電力が38デシベル（１mWを０デシベルとする。(ｲ)において同じ。）を超えるもの　$(0.05\times f\times10^{-6}+12)$ Hz

(ｲ)　空中線電力が38デシベル以下のもの　$(0.1\times f\times10^{-6}+12)$ Hz

［(3)～(25)　略］

［32～58　略］

59　800MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、20（10^{-6}）とする。

別表第二号（第６条関係）

［第１～14　略］

第15　800MHz帯三次元測位システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、５MHzとする。

［第16～84　略］

第85　846.5MHz以上854.5MHz以下の周波数の電波を使用する携帯局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

１　空中線電力が20mW以下のもの　1000×ｎ　kHz

注　ｎは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル数で、１、２、４又は８とする。

２　空中線電力が20mWを超えるもの　1000×ｎ　kHz

注　ｎは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル数で、１、２又は４とする。

別表第一号（第５条関係）

［周波数の許容偏差の表同左］

［注１～30　同左］

31　［同左］

［(1)　同左］

(2)　850MHzを超え945MHz以下の周波数の電波を使用する次に掲げるもの

［ア～ウ　同左］

［新設］

［(3)～(25)　同左］

［32～58　同左］

［新設］

別表第二号（第６条関係）

［第１～14　同左］

第15　削除

［第16～84　同左］

［新設］